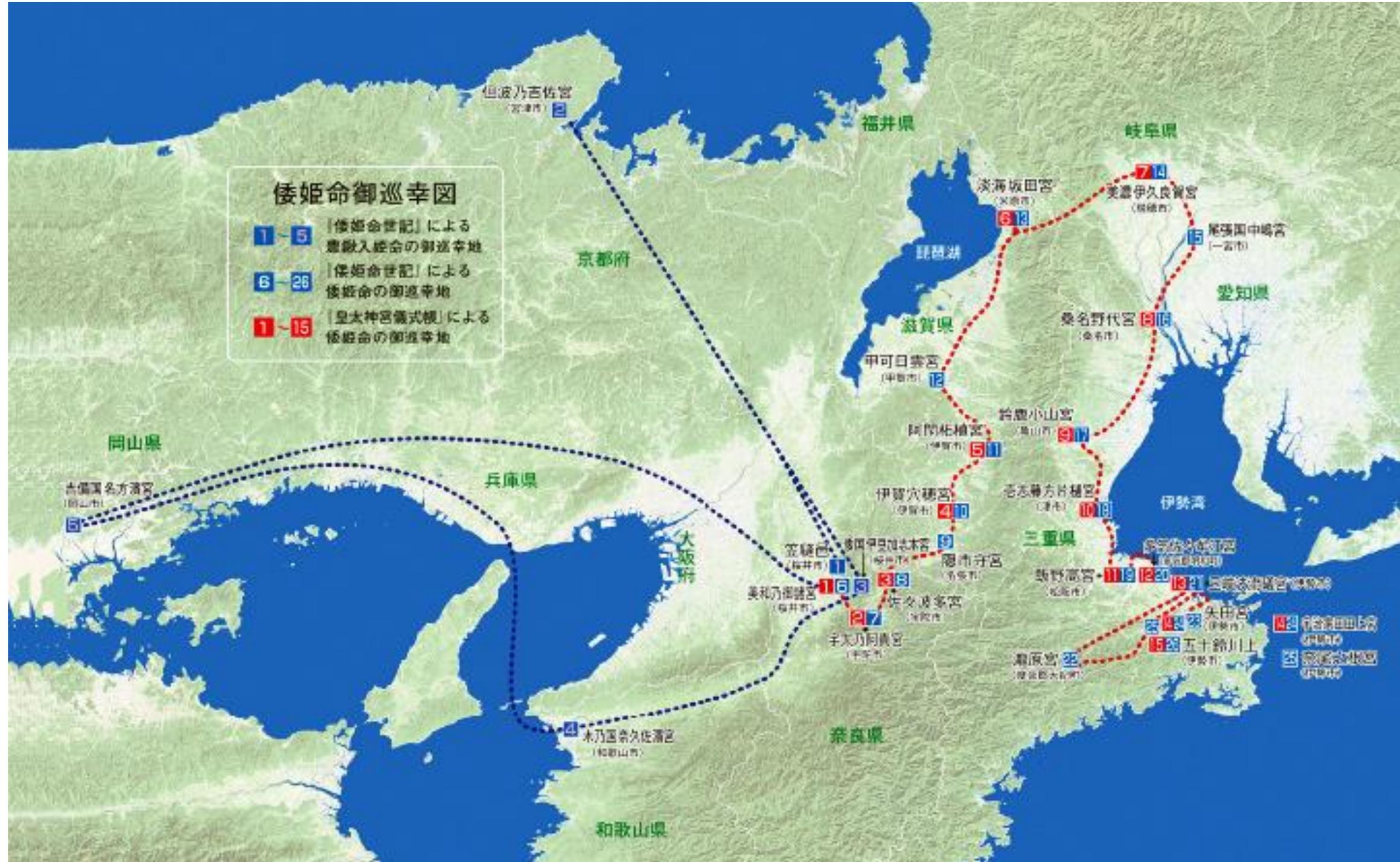


記紀と天照の謎を解く



倭姫命御巡幸図

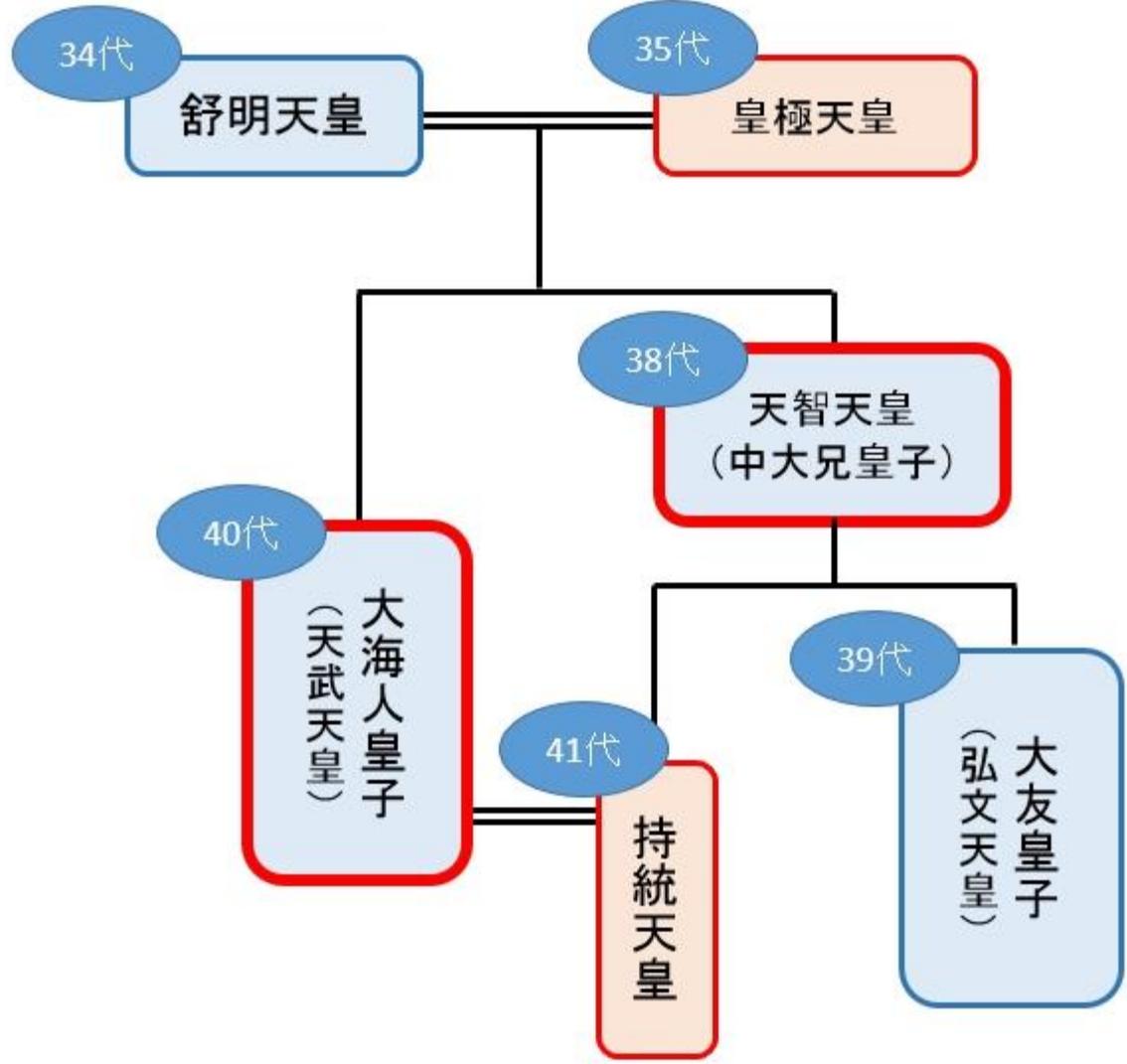
- 1-5 「倭姫命世記」による
應劔入姫命の御巡幸地
- 6-28 「倭姫命世記」による
倭姫命の御巡幸地
- 1-15 「皇太神宮儀式帳」による
倭姫命の御巡幸地

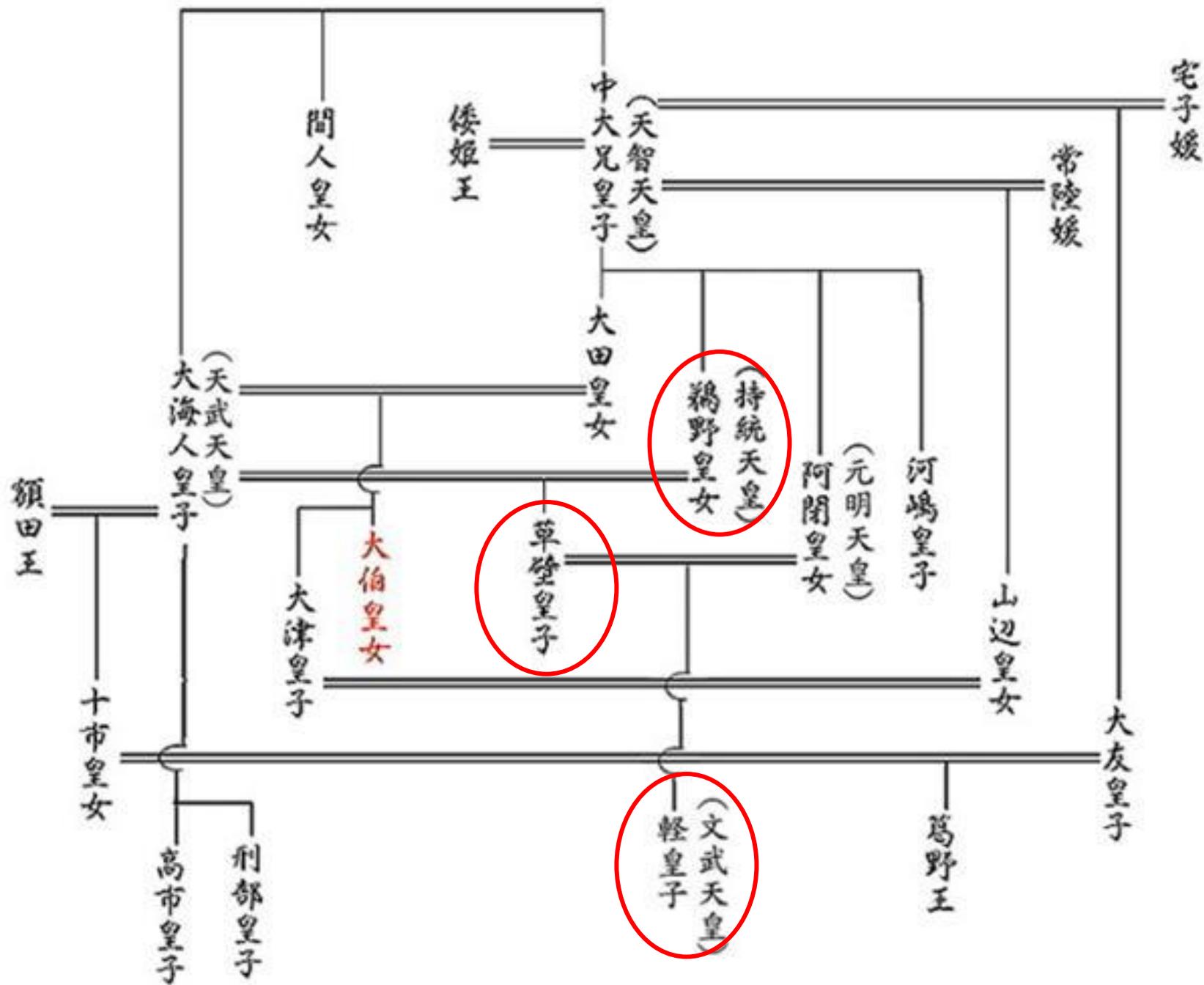


伊瀬神宮の祭神

- * 景行二十年 五百野休ノ女ヒメミコ 「天照大神を祭らしむ」
- * 雄略元年 栲幡姫タカハヒメ皇女ヒメミコ 「この皇女、伊勢大神の祠やしろに侍り」
- * 継体元年(507) 荳角サガ皇女 「是伊勢大神の祠まつりに侍り」
- * 欽明二年(533) 磐隈イワカ皇女 「初め伊勢大神に侍つかへ祀る。後に皇子茨城ウマラキに姦をかされて解けぬ」
- * 敏達七年(578) 菟道ウヅ皇女 「伊勢の祠に侍らしむ。即ち、池辺皇子に姦をかされぬ。事顕れて解けぬ」
- * 用明前紀(585) 酢香手スカテ姫皇女 「伊勢神宮に拝めして、日神ヒノガミの祀に奉つかへまつらしむ」
- * 天武二年(673) 大来ホコ皇女 「天照太神宮ホミガミヤに遣し侍らせむとして、泊瀬ハツセ斎宮に居はべらしむ。是は先ず身を潔めて、稍ややに神に近づく所なり」

伊勢大神 ⇒ 日の神 ⇒ 天照大神

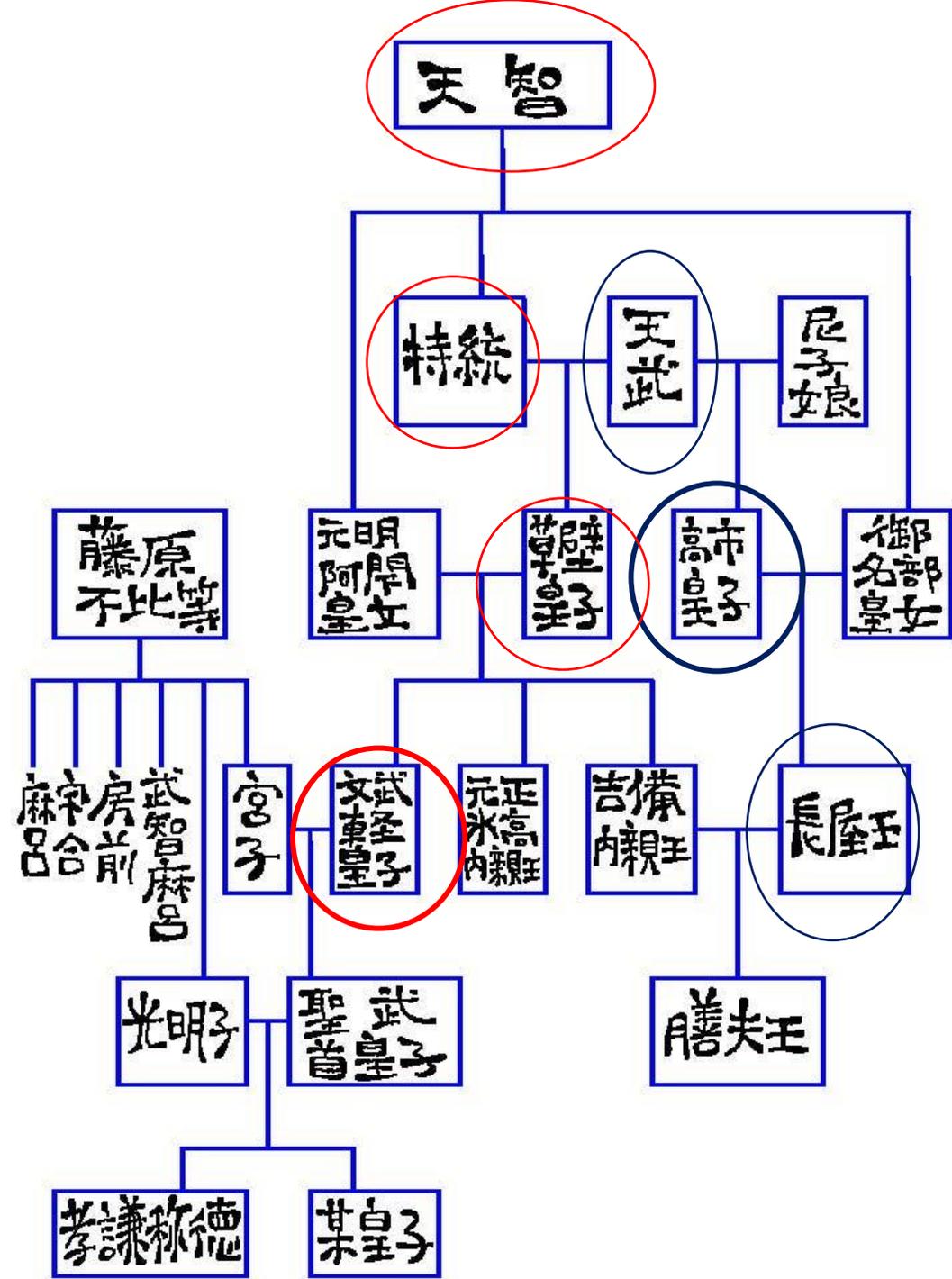




日並皇子ヒナミハコ尊殯宮アラキマヤ之時柿本朝臣人麻呂作歌

天地の 初めの時の 久かたの 天の河原に 八百万
千万神の 神集ひ 神集ひまして 神分アガち 分ちし
時に 天照らす 日女ヒルメの命 天をば 知らしめすと
蘆原の瑞穂の国を 天地の 寄り合ひの極み 知らしめ
す 神の命と 天雲の 八重かき別きて 神下し 坐イマ
せまつりし 高照らす 日の皇子(天智天皇)は 飛ぶ鳥
の 浄埜の宮に 神ながら 太敷きまして・・・

我が大君 皇子の命(草壁皇子)の 天の下 知らしめし
せば 春花の 貴からんと 望月の 満夕ハしけん
と・・・



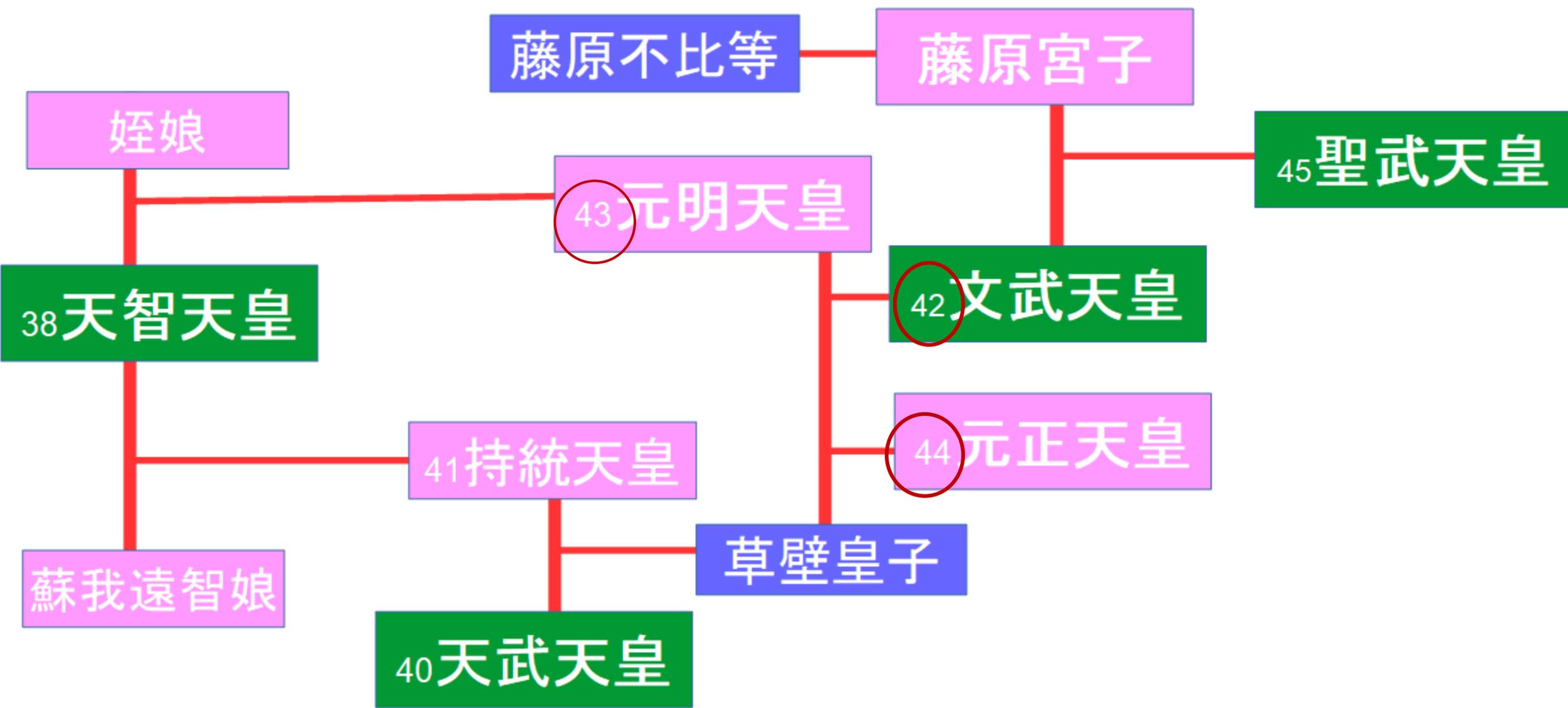
庚辰（十七日）〔天皇はつぎのようにな〕詔した
（宣命せんめい体）。

現つ御神として大八嶋国（日本全国）をお治
めになる天皇の大命として仰せになる大命を、
ここに集まっている皇子たち、王たち、百官の
人たち、および天下の公民は、皆承れと申しわ
たす。

高天原にはじまり、遠い先祖の天皇の御代御
代から中・今にいたるまでに、天皇の御子のお
生まれになるまま、つぎつぎに、大八嶋国をお
治めになる順序として、天つ神の御子のまま、
天においでになる神のお授けになるとおりに、
とり行なってきたこの天つ日嗣の高御座の業
（天皇の位にあるものの任務）であると、現つ

「不改常典」は『日本書紀』の天智天皇のくだりに見えず、『続日本紀』以降の諸書が引く天皇の詔の中で言及される。最初は元明天皇の即位詔で、他もすべて即位詔か、即位詔の中で引用される前天皇の譲位詔の中に現れる。しかしすべての即位詔が**不改常典**に触れるわけではない。どの詔もその具体的内容を示さず、前天皇の即位と統治は**不改常典**によるものだ、**不改常典**に従って皇位を伝えよ、天智天皇が定めた法に従って皇位につけ、といった文脈で伝えられる。

文武天皇家系圖



スサノオ
須佐之男命



アマテラス
天照大御神



うけい
誓約



多紀理毘売命
(タギリビメ)



天之忍穂耳命
(アメノオシホミミ)

宗像三女神



市寸島比売命
(イチキシマヒメ)

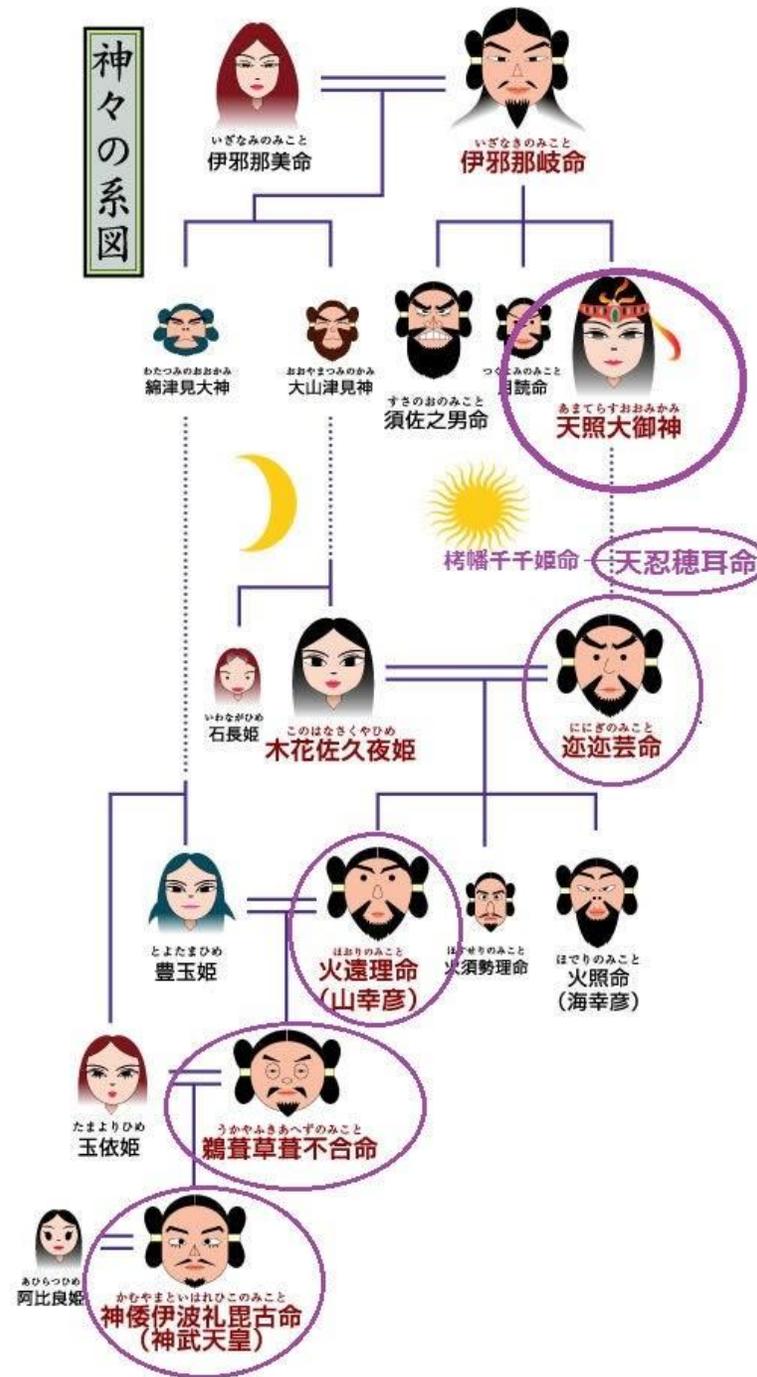


天之菩卑能命
(アメノホヒ)



多岐都比売命
(タギツヒメ)

神々の系図

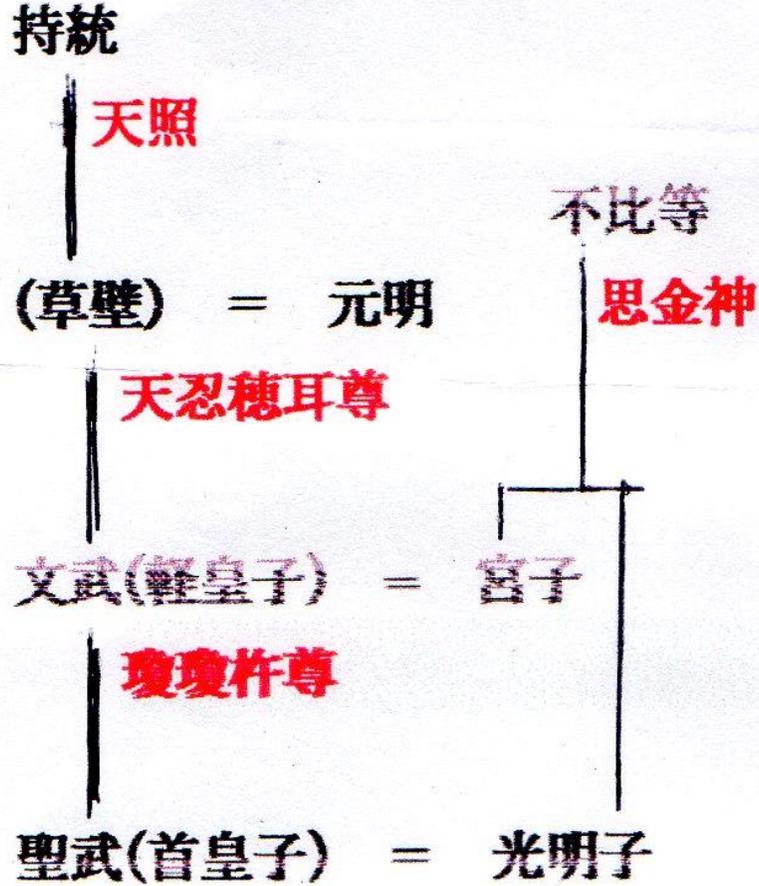


日並皇子ヒナミハコ尊殯宮アラキマヤ之時柿本朝臣人麻呂作歌

天地の 初めの時の 久かたの 天の河原に 八百万
千万神の 神集ひ 神集ひまして 神分アガち 分ちし
時に 天照らす 日女ヒメの命 天をば 知らしめすと
蘆原の瑞穂の国を 天地の 寄り合ひの極み 知らしめ
す 神の命と 天雲の 八重かき別きて 神下し 坐イマ
せまつりし 高照らす 日の皇子(天智天皇)は 飛ぶ鳥
の 浄埜の宮に 神ながら 太敷きまして・・・

我が大君 皇子の命(草壁皇子)の 天の下 知らしめし
せば 春花の 貴からんと 望月の 満夕ハしけん
と・・・

一書(一)



一書(六)・本文

